

平成22年度  
高効率空調機導入支援事業補助金制度

住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金  
(高効率空調機導入支援事業)

公募要領

平成22年4月

一般社団法人日本エレクトロヒートセンター

本補助金は、経済産業省が定めた住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（高効率空調機導入支援事業）交付要綱第3条に基づき一般社団法人日本エレクトロヒートセンターに交付される国庫補助金から高効率空調機を設置しようとする方に交付するものです。

## 目 次

1. 事業の趣旨 .....	2
2. 事業の内容 .....	2
3. 事業のスキーム .....	6
4. 公募について .....	6
5. 審査及び交付の決定について .....	8
6. 補助事業の実施方法について .....	9
7. 年間スケジュール .....	11
8. 補助金交付手続きフロー .....	12

## 1. 事業の趣旨

### (1) 背景

我が国の民生業務部門のエネルギー需要は、一貫して増加してきており、CO<sub>2</sub>削減、省エネルギー対策が喫緊の課題となっています。民生部門において大きなエネルギー需要を占める空調分野においては、近年大きな省エネルギー効果の得られるヒートポンプ技術を用いた高効率空調機の普及が始まり、一層の普及を目指す必要があります。

### (2) 目的

このような背景を踏まえ、一般社団法人日本エレクトロヒートセンター（以下、「センター」という）は、経済産業省からの補助金の交付を受けて、省エネルギー意識を高揚させるため、個々に高い省エネルギー性が認められ、かつ政策的に導入促進を図るべき建築物等の高効率空調機導入に対して支援を行うことで、総合的な省エネルギー対策を実施します。

## 2. 事業の内容

### (1) 補助対象事業

高い省エネルギー性が認められる高効率空調機（蒸気圧縮式のヒートポンプ技術を用いた空気調和設備の室外機あるいは熱源機）を、民生・業務用途の建築物等に導入する法人又は個人に、その経費の一部を補助します。空調機の用途は保健用空気調和を対象とし、産業用途（倉庫空調・工場空調等）は対象外です。

### (2) 補助対象機器

補助対象となる高効率空調機は、メーカーの機器仕様書等が、以下の要件を満足する空調用途に用いられる蒸気圧縮式のヒートポンプ技術を用いた空気調和設備の室外機あるいは熱源機とします。

- ① 当該事業で導入する**機器単体の冷房（冷却）能力が28kW以上**であること。
- ② 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。
- ③ 表1の分類において、**エネルギー消費効率を一次エネルギー換算した値（以下、「COP」という）（注1）が、各々表1に示す数値以上**であること。

（表1）高効率空調機の分類とCOP基準表

	分類	基準COP
空冷機器	チリングユニット	1.32
	ビル用マルチエアコン等	1.44
水冷機器	チリングユニット	1.89
	ターボ冷凍機	2.21

（参考）エネルギー消費効率の基準表（電動式の場合）※

	分類	基準エネルギー消費効率
空冷機器	チリングユニット	3.58
	ビル用マルチエアコン等	3.90
水冷機器	チリングユニット	5.12
	ターボ冷凍機	5.99

※機器能力（単位：kW）÷消費電力（単位：kW）

(注1) COPの算出方法

- 冷房専用 :  $COP = C \div (E_c + N_c)$
- 冷暖房兼用 :  $COP = \{C \div (E_c + N_c) + H \div (E_h + N_h)\} \div 2$   
 $C$  : 冷房 (冷却) 能力 (単位 : kW) 、 $H$  : 暖房 (加熱) 能力 (単位 : kW) (注2)  
 $E_c$  : 冷房 (冷却) ガス消費量 (単位 : kW) <sup>※3</sup>、 $E_h$  : 暖房ガス消費量 (単位 : kW) (注3)  
 $N_c$  : 冷房 (冷却) 消費電力を 1kWh につき 9,760kJ として 1次エネルギーに換算した値 (単位 : kW) (注2)  
 $N_h$  : 暖房 (加熱) 消費電力を 1kWh につき 9,760kJ として 1次エネルギーに換算した値 (単位 : kW) (注2)

(注2) 冷房 (冷却) 能力・冷房 (冷却) 消費電力、暖房 (加熱) 能力・暖房 (加熱) 消費電力、については、別表1～4に規定された温度条件で測定された値とします。また、周波数は50Hz仕様での値とします。

(注3) 冷房燃料消費量、暖房燃料消費量については、日本工業規格 B8627-2 附属書 4 (規定) ガス消費量試験方法の規定する方法に準拠して測定することとします。なお、消費電力及びガス消費量については、下記温度条件において当該機器が消費したすべてのエネルギー量とします。

(別表1) チリングユニット (空冷式) の温度条件 (単位 : °C)

	供給する冷温水		外気温度条件	
	入口水温	出口水温	乾球温度	湿球温度
冷却能力	12	7	35	24 <sup>※</sup>
加熱能力	40	45	7	6

(別表2) ビル用マルチエアコン等の温度条件 (単位 : °C)

	室内側吸込空気温度		室外側吸込空気温度	
	乾球温度	湿球温度	乾球温度	湿球温度
冷房能力	27	19	35	24 <sup>※</sup>
暖房能力	20	15	7	6

(別表3) チリングユニット (水冷式) の温度条件 (単位 : °C)

	供給する冷温水		冷却水温度条件	
	入口水温	出口水温	入口水温	出口水温
冷却能力	12	7	30	35
加熱能力	40	45	15	7

(別表4) ターボ冷凍機の温度条件 (単位 : °C)

	供給する冷温水		冷却水温度条件	
	入口水温	出口水温	入口水温	出口水温
冷却能力	12	7	32	37
加熱能力	40	45	12	7

※熱源側の熱交換器に水を噴霧するなどの潜熱を利用する機器の場合

### (3) 補助対象事業者

補助対象事業者は、建築物等に高効率空調機を設置・所有しようとする法人又は個人（地方自治体を含む）です。なお、リース等を利用する場合（注4）は、リース等事業者が申請者となります。また、ESCO事業を利用しESCO事業者が高効率空調機を設置・所有する場合は、ESCO事業者が申請者となります。

（注4）リース等を利用する場合、リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類を提出することが必要となります。また、リース契約については、導入設備の法定耐用年数（複数の場合は最長のもの）の間使用することを前提とした契約とすることを原則とします。

### (4) 補助対象経費

#### ① 一般の場合

補助対象となる経費（補助対象経費）は、高効率空調機本体に係る機器購入費用と従来機の機器購入費用との差額となります。室内機、補機類及び基礎架台、設置工事等に係る費用は含まれません。

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は補助の対象外となります。

$$\text{補助対象経費} = \text{高効率空調機本体に係る機器購入費用} - \text{従来機の機器購入費用}$$

従来機の機器購入費用は、表2に定める従来機の冷房能力当たりの機器費（単位：千円/RT）に、当該申請の高効率空調機の冷房能力（単位：RT）※を乗じて算出するものとします。

$$\text{従来機の機器購入費用} = \text{従来機の冷房能力当たりの機器費（円/RT）} \times \text{冷房能力（RT）} \text{※}$$

$$\text{※冷房能力（RT）} = \text{冷房能力（kW）} \times 860 \text{（kcal/kWh）} \div 3,024 \text{（kcal/h）}$$

（表2）従来機の冷房能力あたりの機器費

分類		従来機の機器費
空冷機器	チリングユニット	51千円/RT
	ビル用マルチエアコン等	102千円/RT
水冷機器	チリングユニット	23千円/RT
	ターボ冷凍機	39千円/RT

#### ② 既設（リニューアル）の場合（注5）

補助対象となる経費（補助対象経費）は、高効率空調機本体に係る機器購入費用となります。室内機、補機類及び基礎架台、設置工事等に係る費用は含まれません。

及び消費税等は補助の対象外となります。

$$\text{補助対象経費} = \text{高効率空調機本体に係る機器購入費用}$$

（注5）既設（リニューアル）とは、次の（a）・（b）の両方を満たす場合とします。

（a）現在設置されている空調機（以下既設空調機）を高効率空調機に代替し、かつ、その総冷却能力が新たに設置する高効率空調機の総冷却能力の70%以上であり、それを証明する書類（メーカー発行カタログ、仕様書等）が提出できること。

（b）既設空調機の撤去を証明する証拠書類（撤去工事の契約書、産業廃棄物処理契約書等）が提出できること。

## (5) 補助率

補助金額は、補助対象経費の1/3とします。

$$\text{補助金額} = \text{補助対象経費} \times \frac{1}{3}$$

## (6) 補助上限額

### ① 冷凍能力あたりの補助上限額

冷凍能力あたりの補助上限額は、表3<一般の場合>、又は表4<既設（リニューアル）の場合>に定める冷房能力あたりの補助上限額に、当該申請の高効率空調機の冷房能力を乗じて算出するものとします。

$$\text{補助上限額} = \text{冷房能力あたりの補助上限額（円/RT）} \times \text{冷房能力（RT）}$$

(表3) 冷房能力あたりの補助上限額<一般の場合>

分類		補助上限額
空冷機器	チリングユニット	4 5 千円/RT
	ビル用マルチエアコン等	4 千円/RT
水冷機器	チリングユニット	2 5 千円/RT
	ターボ冷凍機	4 2 千円/RT

(表4) 冷房能力あたりの補助上限額<既設（リニューアル）の場合>

分類		補助上限額
空冷機器	チリングユニット	6 2 千円/RT
	ビル用マルチエアコン等	5 千円/RT
水冷機器	チリングユニット	3 3 千円/RT
	ターボ冷凍機	5 5 千円/RT

### ② 申請単位での補助上限額

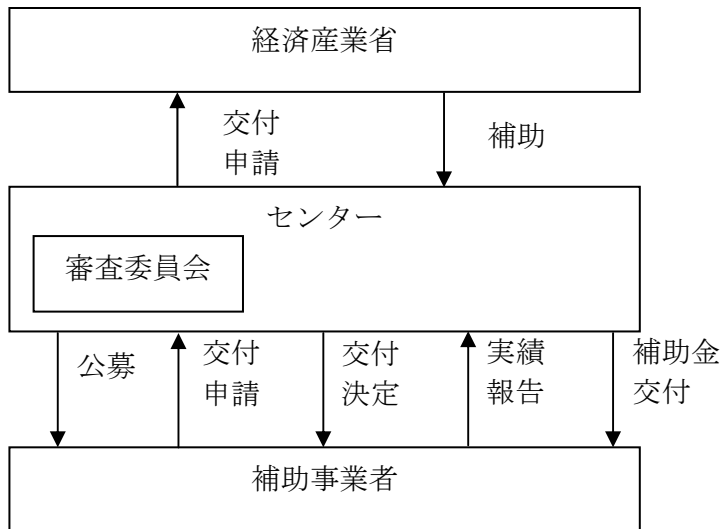
一申請における補助上限額は、1 5 百万円とします。

- ・本事業における申請は、同一申請者（空調機所有予定者）において、同一建物内空調機の申請を一件とし、同件名においての申請（補助金交付）は本事業中、一度限りとします。

## (7) 事業期間

原則単年度事業とします。

### 3. 事業のスキーム



### 4. 公募について

#### (1) 公募方法

センターのホームページに公募記事を掲載します。アドレス (<http://www.jeh-center.org/>)

#### (2) 公募期間

[1次公募期間]

平成22年 4月12日(月)～平成22年 5月21日(金) 17:00必着

[2次公募期間]

平成22年 6月 7日(月)～平成22年 7月 9日(金) 17:00必着

#### (3) 提出先及び問合せ先

一般社団法人日本エレクトロヒートセンター  
補助事業部 高効率空調機事業担当

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目28番5号 蛸殻町Fビル3階  
電話：03-5642-1740 ファックス：03-5642-1734

お問い合わせ時間(厳守願います。): 平日 9:30～11:30、13:00～17:00

#### (4) 提出方法

原則郵送とします。締め切り日に必着とし、締め切り時間以降に到着したものについては受理いたしません。

## (5) 提出書類

補助金の交付を希望する申請者は、公募期間中に以下の書類をセンターに提出して下さい。補助金交付申請書につきましては、交付規程からコピーしてお使いいただくか、センターのホームページからダウンロードしてお使い下さい。なお、提出された書類につきましては返却いたしません。

### <一般の場合>

- ① 補助金交付申請書（様式第1-1）
- ② 補助対象機器の見積書（本体価格と消費税等を明記すること）
- ③ 補助対象機器の仕様書
- ④ 補助対象機器を含む設計図面等（設置場所ならびに空調用途が確認できるもの）
- ⑤ 申請者の印鑑証明書又は登記簿謄本（発行日以降3ヶ月以内のもの）

### <既設（リニューアル）の場合>

- ① 補助金交付申請書（様式第1-2）
- ② 補助対象機器の見積書（本体価格と消費税等を明記すること）
- ③ 補助対象機器の仕様書
- ④ 補助対象機器を含む設計図面等（設置場所ならびに空調用途が確認できるもの）
- ⑤ 申請者の印鑑証明書又は登記簿謄本（発行日以降3ヶ月以内のもの）
- ⑥ 既設（リニューアル）であることを証するための以下の書類
  - ・改修計画図：既設空調機設置図面、系統図等
  - ・既設空調機仕様書：撤去する既設空調機の冷却能力が記されたメーカー発行の納入仕様書、カタログ等
  - ・既設空調機の設置状況を示す写真
  - ・既設空調機が設置されている建物の登記簿謄本（発行日以降3ヶ月以内のもの）
  - ・既設空調機のCOP・効率が分かる場合、それを証明できる書類（仕様書、カタログ等）およびCOP計算書

### <リースの場合>

一般の場合、既設（リニューアル）の場合、各々について下記の書類を追加

- ・補助対象機器に関するリース料金計算書（補助金額相当が減額されていることを明示すること）
- ・補助対象機器に関するリース契約書（案）

(注6) 申請者は、交付規程第16条に定める範囲において、手続きの代行を依頼することが可能です。

(注7) 捺印については、個人の場合は実印、法人の場合は法人登録印として下さい。

(注8) 審査に当たって別途資料の提出を請求することがあります。

(注9) 本補助事業に伴い、センターが取得した個人情報、以下の目的に利用いたします。

（ただし、法令等により定められている場合を除きます）

- ・「平成22年度住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入支援事業費補助金事業」に係る業務
- ・高効率エネルギーシステム普及促進に資する調査業務

## 5. 審査及び交付の決定について

### (1) 評価項目

#### ①機器性能

機器単体のCOPで評価します。

#### ②原油削減量

原油削減量については以下の条件により算出し評価します。

$$\text{原油削減量} = \text{従来機原油使用量 (kl/年)} - \text{高効率機原油使用量 (kl/年)}$$

$$\text{従来機原油使用量} = A \text{ (kW)} \div B \times D \text{ (h)} \times 3,600 \text{ (kJ/kWh)} \times 0.258 \times 10^{-7} \text{ (kl/kJ)}$$

$$\text{高効率機原油使用量} = A \text{ (kW)} \div C \times D \text{ (h)} \times 3,600 \text{ (kJ/kWh)} \times 0.258 \times 10^{-7} \text{ (kl/kJ)}$$

A : 冷房（冷却）能力、暖房（加熱）能力（単位：kW）

2. (2) ③ 別表1～4の条件にて測定された値

B : 従来機のCOP（注）

分類		従来機のCOP
空冷機器	チリングユニット	1. 10
	ビル用マルチエアコン等	1. 23
水冷機器	チリングユニット	1. 58
	ターボ冷凍機	1. 85

（注）既設（リニューアル）の場合で、既設空調機のCOP・効率を算出可能である場合には、その値を用いることができます。その場合は、既設空調機のCOP・効率の算出根拠を証明できる書類（仕様書、カタログ等）の提出が必要です。

C : COP

2. (2) ③の計算式により算出された値

D : 全負荷相当時間（h）

全負荷相当時間	冷房時	800 h
	暖房時	500 h

#### ③費用対効果

原油削減量を高効率空調機本体に係る機器購入費用で除した値で評価します。

## (2) 審査方法

学識経験者を含む関係分野の専門家で構成された審査委員会に諮り、評価項目に従って審査します。

## (3) 補助事業の選定

審査委員会の審査をふまえ事業目的に合致した補助事業者を選定します。  
なお、採択の経過等に関する問い合わせには応じられません。

## (4) 交付の決定について

審査の結果採択された事業者には、センターより、交付決定通知書（様式第2）が送付されます。

## 6. 補助事業の実施方法について

### (1) 補助事業の開始について

補助事業者は、必ず交付決定後（交付決定通知書（様式第2）に記載される日以降）、設置工事を着工して下さい。

### (2) 補助事業の計画変更等について

補助事業の実施中に、事業内容の変更等の可能性が生じた場合は、あらかじめ計画変更等承認申請書（様式第4）をセンターに提出し、その指示に従って下さい。なお、計画変更等承認申請書の提出期限は、平成23年1月28日までとします。

### (3) 補助事業の遅延等について

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに遅延等報告書（様式第6）をセンターに提出し、その指示に従って下さい。なお、遅延等報告書の提出期限は、平成23年1月28日までで、事業完了日は平成23年3月4日までとします。

### (4) 補助事業の完了について

補助事業者が設置工事を完了し、かつ支払いが完了した時点が、補助事業の完了となります。

### (5) 実績報告及び補助金額の確定について

補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から30日以内又は平成23年3月4日のいずれか早い日までに、以下の書類をセンターに提出してください。

- ① 実績報告書（兼支払請求書）（様式第8）
- ② 設置工事完了証明書（兼導入機器費領収金額証明書）（様式第9）
- ③ 申請者の導入機器費における支払確認できる書類（振込証明書等）  
（代金一括支払等の場合は、機器代金の判る内訳書（契約書等）を添付）
- ④ 補助対象機器の納入仕様書（製造番号が記載されていること）
- ⑤ 補助対象機器を含む設計図面等（設置場所ならびに空調用途が確認できるもの）
- ⑥ 補助対象機器の設置状況を示す写真  
（補助対象機器の全景、銘板が写っており、型式、製造番号が判別できること）
- ⑦ 既設（リニューアル）の場合、既設空調機の撤去を証する書類（撤去工事の契約書、

産業廃棄物処理契約書等)

- ⑧ リースの場合（導入機器を貸与する目的で設置した場合）、リース契約書の写し  
（注）必要に応じ、別途資料の提出を請求することがあります。

センターは、実績報告書を受領した後、書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められたときは、交付すべき補助金額を確定し、補助事業者に対し補助金支払確定通知書（様式第10）にて速やかに通知します。内容を確認のうえ、大切に保管して下さい。

#### （6）補助金の支払いについて

センターは、補助金額の確定後、補助事業者に補助金を交付します。

※申請者が指定した口座に補助金が振り込まれます。振込み金額が「補助金支払確定通知書」（様式10）に記載された金額と一致していることを確認して下さい。

#### （7）取得財産等の管理について

補助金で取得した資産（取得財産等）については、取得財産等管理台帳（様式第11）を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第12）をセンターに提出し、その承認を受ける必要があります。

#### （8）補助事業の中止について

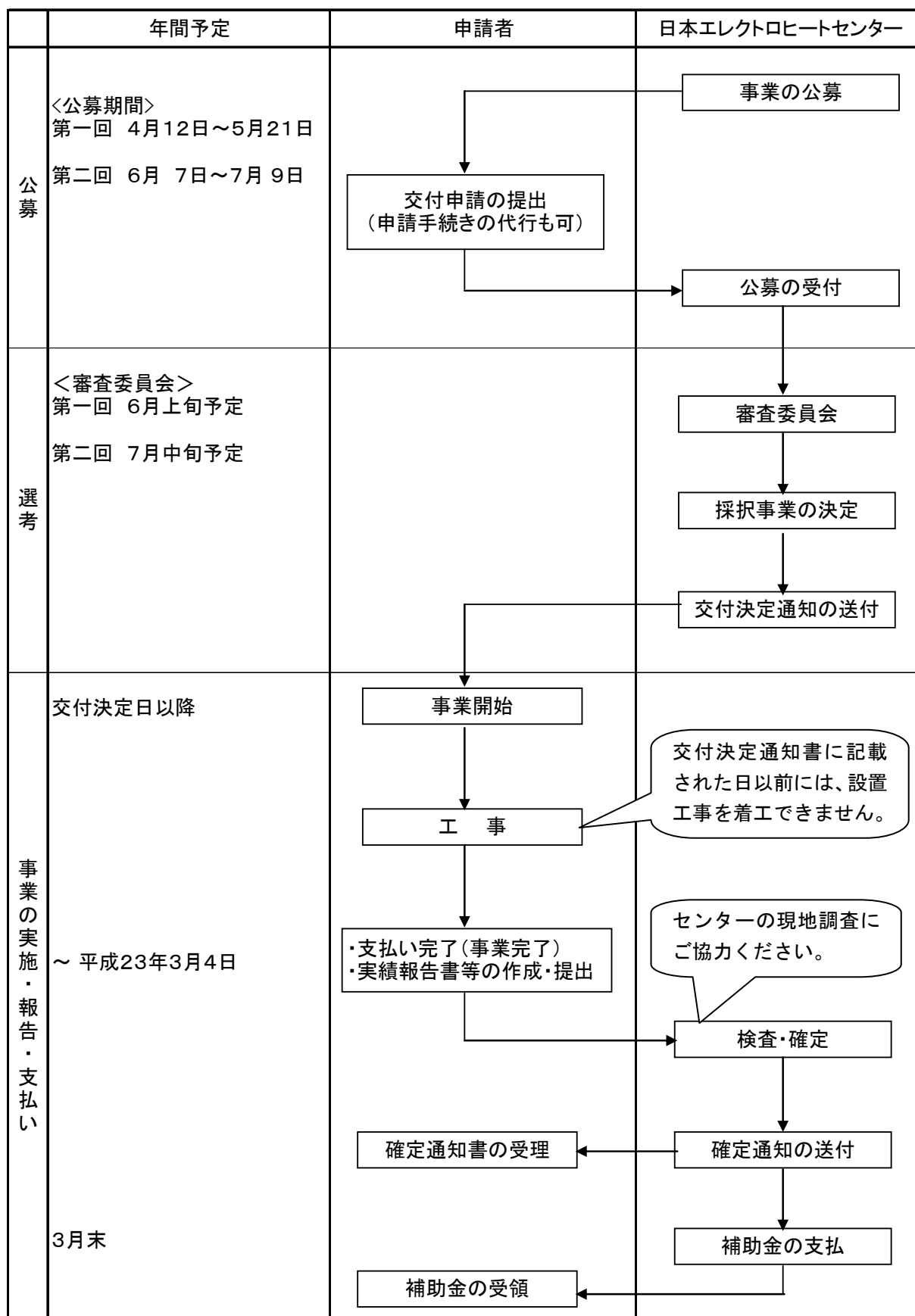
申請者の都合等により、交付規程第9条の期間を過ぎて補助金の申請を取り下げる場合、速やかにセンターにお申出いただき、指示に従ってください。なお、この場合、次年度以降の補助金採択にあたり、不利な取り扱いを受ける場合があります。

#### （9）他の国庫補助金等との関係について

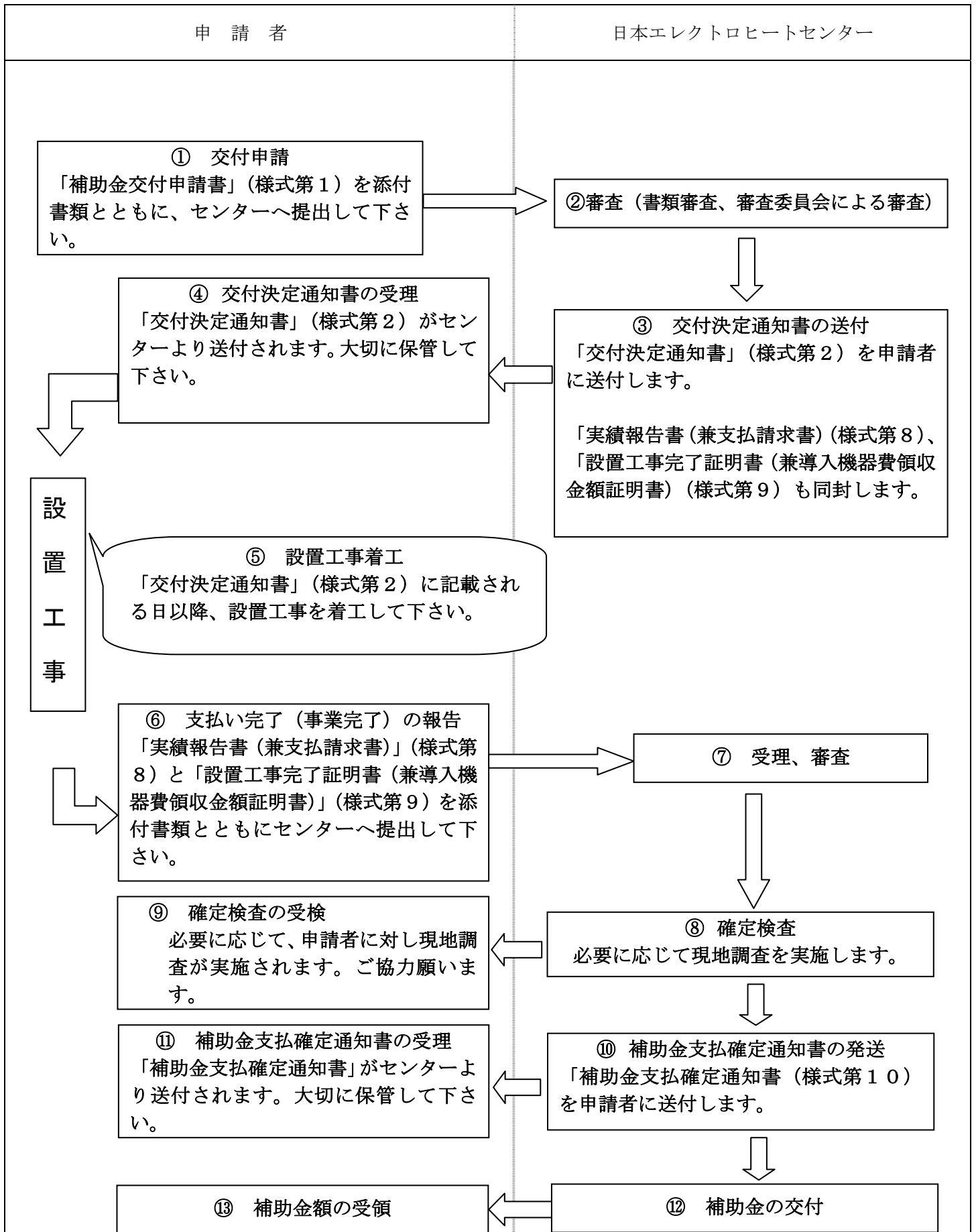
本補助金を交付された場合、補助対象機器について、他の国庫補助金および税制優遇措置等の適用を受けることはできません。

その他、補助事業の手続きについては、高効率空調機導入支援事業補助金制度の「交付規程」をご参照下さい。

7. 年間スケジュール



8. 補助金交付手続きフロー



# 補助金交付申請チェックリスト

## <一般の申請>

### ■ 補助金交付申請書(様式第1-1)添付書類

1. 補助対象機器の見積書(本体価格と消費税等を明記すること)
2. 補助対象機器の仕様書
3. 補助対象機器を含む設計図面(設置場所ならびに空調用途が確認できるもの)
4. 申請者の印鑑証明書又は登記簿謄本(発行日以降3ヶ月以内のもの)
5. リースの場合、補助金対象機器に関するリース料金計算書(補助金額相当が減額されていることを明示すること)
6. リースの場合、補助金対象機器に関するリース契約書

## <既設の申請>

### ■ 補助金交付申請書(様式第1-2)添付書類

様式1-1の1~6に加え、既設であることを証するための以下の書類

- ・改修計画図
- ・既設空調機仕様書
- ・既設空調機の設置状況を示す写真
- ・既設空調機が設置されている建物の登記簿謄本(発行日から3ヶ月以内のもの)
- ・既設空調機のCOP・効率が分かる場合、それを証明できる書類(仕様書、カタログ等)およびCOP計算書

※審査に当たって別途資料の提出を請求することがあります。

### ■ 提出書類セルフチェックリスト

提出する前にセルフチェックしましょう。提出書類に不備があると受理できませんのでご注意ください。

書 類	内 容
<input type="checkbox"/> 申請書	<input type="checkbox"/> 必要な項目は全て記入されていますか？ <input type="checkbox"/> 所定箇所に申請者の法人登録印又は実印が捺印されていますか？ <input type="checkbox"/> 申請者名と印鑑証明書又は登記簿謄本は同一になっていますか？ <input type="checkbox"/> 手続き代行の方の名刺は添付されていますか？ <input type="checkbox"/> 各日付の確認 (a) 公募開始日 ≤ 申請日 < 補助事業開始予定日 ≤ 補助事業完了予定日 <input type="checkbox"/> 各日付の確認 (b) 見積書発行日 ≤ 申請日 <input type="checkbox"/> 各能力(kW)・消費電力(kW)は50Hz仕様の数値が明記されていますか？ <input type="checkbox"/> 冷房能力(RT)は小数点第三位を四捨五入されていますか？ <input type="checkbox"/> 他の国庫補助金についての有無は記入されていますか？
<input type="checkbox"/> 見積書	<input type="checkbox"/> 宛名は申請者名になっていますか？ <input type="checkbox"/> 発行者の社印は捺印してありますか？ <input type="checkbox"/> メーカー名・型式・機器費(税抜)の単価・台数等が明記されていますか？ <input type="checkbox"/> 各日付の確認 (a) 見積書発行日 ≤ 申請日
<input type="checkbox"/> 仕様書	<input type="checkbox"/> 公募要領P3の別表1~4の温度条件になっていますか？
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 設計図面等で設置場所ならびに空調用途が確認できますか？
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 補助金対象機器に関するリース料金計算書・・・リースの場合(補助金額相当が減額されていることを明示すること)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 補助金対象機器に関するリース契約書・・・リースの場合
<input type="checkbox"/> 印鑑証明書 又は 登記簿謄本	<input type="checkbox"/> 発行日以降3ヶ月以内のものになっていますか？ <input type="checkbox"/> 申請者名と同一のものになっていますか？ <input type="checkbox"/> 申請者住所と同一のものになっていますか？
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 既設機器の効率・COPが分かる場合はそれを証明できる書類(仕様書、カタログ等)およびCOP計算書

※申請時には、申請書に添付して提出してください

《 「補助金交付申請書」(様式第1-2) 記入例 》(1/2)

申込日が空調設置工事着工予定日より前の日付であることが必要です  
(見積書作成日より以降の日付であること)

(様式第1-2)  
(日本エレクトロヒートセンターにて記入)

(1/2)

申請日(記入日) 平成 22 年 5 月 7 日

センターからの問い合わせ等の連絡が取れる先をご記入下さい

補助金交付申請書(既設:リニューアル)

住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(高交付規程第6条第3項の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を記

印鑑証明書・登記簿謄本に記載の住所をご記入下さい

1. 申請者について

法人名 又は 氏名	フリガナ エレクトロクウチョウカブシキガイシャ エレクトロ空調株式会社		法人登録印 又は実印
代表者名	フリガナ クウチョウ タロウ 空調 太郎		
郵便番号	フリガナ トウキョウト	チュウオウクニホンバシ〇〇チョウ5チョウメ3バンチ	
103-0014	東京	都道府県	中央区日本橋〇〇町5丁目3番地
申請者連絡先	部署名	フリガナ ナゴヤシテン〇〇エイギョウシヨ	担当者名
		名古屋支店〇〇営業所	フリガナ レイボウ キクゾウ 冷房 喜久蔵
連絡先住所	郵便番号	フリガナ アイチ	ナゴヤシナカク〇〇3チョウメ5バン1ゴウ 〇〇ビル
	460-0000	愛知	都道府県 名古屋市中区〇〇3丁目5番1号 〇〇ビル
連絡先電話番号	052-000-0000		連絡先FAX 052-000-0000

ご捺印下さい

2. 手続代行者について

法人名 又は 氏名	フリガナ 〇〇クウチョウセツピキキカブシキガイシャ 〇〇空調設備機器株式会社	代表者名	フリガナ セツピ バンゼン 設備 万全
手続代行者 連絡先	部署名	フリガナ ホウジンエイギョウブ 法人営業部	担当者名
		法人営業部	フリガナ ダンボウ アツコ 暖房 温子
連絡先住所	郵便番号	フリガナ オオサカ	オオサカシキタク〇〇1チョウメ6バン16ゴウ
	530-0000	大阪	都道府県 大阪市北区〇〇1丁目6番16号
連絡先電話番号	06-0000-0000		連絡先FAX 06-0000-0000

社印

\*申請手続きを代行者が代行する場合は、代行者の方の名刺を添付して下さい。

3. 補助事業の内容

設置建物の名称	フリガナ エレクトロクウチョウカブシキガイシャ ナゴヤシテン〇〇エイギョウシヨ エレクトロ空調株式会社 名古屋支店〇〇営業所	
設置先 建物所在地	郵便番号	フリガナ アイチケン
	460-0000	都道府県 名古屋市中区〇〇3丁目5番1号
建物用途	1. ホテル等 2. 病院等 3. 物販店舗等 4. 事務所 5. 学校等 6. 飲食店等 7. その他 ( ← 該当番号を○で囲んで下さい	
建築区分	既築 → 既設機器の撤去 → 1. 有 → 撤去機器の証拠書類 → 1. 有 2. 無 → 2. 無	
取得区分	1. 購入 2. リース 3. その他 ( ) 設置台数 4 台	
設置規模	冷房(冷却)能力合計 1,980.80 kW	暖房(加熱)能力合計 413.00 kW
補助事業の開始及び完了予定日 (支払完了)	開始 平成 22 年 6 月 25 日	完了(支払日) 平成 23 年 1 月 5 日
補助金交付申請額 (消費税及び地方消費税は除く)	15,000,000 円	

設置先が申請者の現住所と同じ場合でも省略せずにご記入下さい

る方に交付するものです。

空調設置工事の開始予定日と補助事業の完了予定日をご記入下さい(建物工事全体の開始(完了)予定日ではありません) なお、開始予定日は交付決定日以降となります  
また、完了予定日は、平成23年3月4日以前となります

2. 補助対象機器について「Dの補助金交付申請額」と一致していること

《 「補助金交付申請書」(様式第1-2) 記入例 》(2/2)

添付書類の見積書に記載されている機器の購入価格(税抜き)をご記入下さい

小数点第3位を四捨五入してご記入下さい

(様式第1-2)

補助金交付申請書(既設:リニューアブル)

該当する番号をご記入下さい

4. 補助対象機器について

種類(番号を記入)		空冷	水冷	NO. 1	NO. 2	NO. 3
		1. チリングユニット 2. ビル用マルチファン等	3. チリングユニット 4. ターボ冷凍機	1	2	3
メーカー		OO電気		OO工業	△△工業	
型式		ABC-1234		BCD-2345	CDE-3456	
冷媒の種類(番号)		R407C		R134a	R134a	
台数(台)		同仕様機器の台数=①		1台	2台	1台
冷房・冷却 冷房・冷却	冷房(冷却)能力 (kW)	機器仕様書等より=②		300.00 kW	50.40 kW	1,580.00 kW
	冷房(冷却)消費電力 (kW)	機器仕様書等より=④		80.00 kW	12.60 kW	280.50 kW
	冷房ガス消費量 (kW)	機器仕様書等より=⑤		kW	kW	kW
暖房・加熱 暖房・加熱	暖房(加熱)能力 (kW)	機器仕様書等より=⑥		300.00 kW	56.50 kW	kW
	暖房(加熱)消費電力 (kW)	機器仕様書等より=⑦		80.00 kW	13.90 kW	kW
	暖房ガス消費量 (kW)	機器仕様書等より=⑧		kW	kW	kW
算出補助 根拠 交付 申請額 の	高効率空調機本体に係る機器購入費用(円)・・・工事費除く (消費税及び地方消費税は除く) ⑨			15,500,000	4,980,000	30,000,000
	機器購入費用から算定(円) ⑨×1/3=⑩			5,166,666	1,660,000	10,000,000
	冷房(冷却)能力当りの補助上限額(円/RT) ** ⑪			62,000	5,000	33,000
	補助上限額(円) ③×⑪=⑫			5,289,840	71,650	14,828,220
一台当りの補助金額(円) ⑩、⑫のうち低位な金額=⑬			5,166,666	71,650	10,000,000	
機種ごとの補助金額小計(円) ①×⑬=⑭				5,166,666	143,300	10,000,000
⑭のNo.1~3の合計、一件あたりの上限額15百万円の内、低位な金額=D				補助金交付申請額	15,000,000 円	

※ 空気温度条件、冷温水温度条件、冷却水温度条件等は公募要領P3の別表1~4とする。

1円未満については切り捨てること。

\* 冷房(冷却)能力RT(RT) (小数点第三位を四捨五入) =

機種ごとの補助金額小計(⑭)が15百万円を超える場合、補助金交付申請額は上限額15百万円となります。

\*\* 冷房(冷却)能力当りの補助上限額

空冷機器 1. チリングユニ

水冷機器 3. チリングユニット=33,000 (円/RT)

算出において端数が生じた場合は、1円未満を切捨ててご記入下さい

4. ターボ冷凍機=55,000 (円/RT)

5. 他の国庫補助金等の関係

高効率空調機(補助対象機器)の設置に対して、本補助金以外に重複して補助対象機器について、他の国庫補助金等を受けることはできません。

高効率空調機(補助対象機器)設置に対する他の国庫補助金等

有 ・ 無

必ずご記入下さい

(添付書類)

- 補助金対象機器の見積書(本体価格と消費税等を明記すること)
- 補助金対象機器の仕様書
- 補助金対象機器を含む設計図面等(設置場所ならびに空調用途が確認できるもの)
- 申請者の印鑑証明書又は登記簿謄本(発行日以降3ヶ月以内のもの)
- 既設(リニューアブル)であることを証するための以下の書類
  - 改修計画図 : 既設空調機設置図面、系統図等
  - 既設空調機仕様書 : 撤去する既設空調機の冷却能力が記されたメーカー発行の納入仕様書、カタログ等
  - 既設空調機の設置状況を示す写真
  - 既設空調機が設置されている建物の登記簿謄本(発行日から3ヶ月以内のもの)
  - 既設空調機のCOP・効率が分かる場合、それを証明できる書類(仕様書、カタログ等)およびCOP計算書
- リースの場合、補助金対象機器に関するリース料金計算書(補助金額相当が減額されていることを明示すること)
- リースの場合、補助金対象機器に関するリース契約書(案)

※審査に当たって別途資料の提出を請求することがあります。

## ≪ 添付書類「見積書」参考例 ≫

平成 **22** 年 **5** 月 **1** 日

(申請者名)

**エレクトロ空調株式会社 殿**

申請書の申請日と同日かそれより前の日付である必要があります

「補助金交付申請書」(様式第1)の申請者名(法人又は氏名)をご記入下さい

(設置工事会社等)

〒 **100-0000**

住所 **東京都中央区〇〇町5丁目2番地**

会社名 **〇〇販売 株式会社**

代表者氏名 **空冷 〇雄**

担当者氏名 **暖房 花子**

社印

電話番号 **03-〇〇〇〇-6666**

社印をご捺印下さい

見積書の発行者は、設置工事会社と異なっても結構です

### 補助対象空調器見積書

補助対象機器の機器費に係る見積書は下記のとおりです。

記

「補助金交付申請書」(様式第1)の設置建物の名称をご記入下さい

設置先建物名(仮称)	<b>エレクトロ空調株式会社名古屋支店〇〇営業所</b>			
機器費「税抜」				
メーカー	機器型式	見積単価(A)(円)	設置台数(B)	金額(A)×(B)(円)
<b>〇〇〇(株)</b>	<b>ABC-123</b>	<b>〇〇〇,〇〇〇</b>	<b>1</b>	<b>〇〇〇,〇〇〇</b>
		↑		↑
		1台あたりの機器費(税抜き)		合計額(税抜き)

注1. 本用紙のコピーを大切に5年間保管して下さい。

注2. この用紙の大きさは、日本工業規格A4を使用下さい。